

新座市みどりのまちづくり条例事務取扱基準（配布用）

新座市みどりのまちづくり条例第7条第1項の「緑化計画」の基準は、次のとおりです。

緑化の基準

1 緑化の面積

緑化は、新座市みどりのまちづくり条例第7条第1項及び第2項、同施行規則第5条の規定に基づき、事業区域面積（戸建住宅の建築を目的とする事業にあつては、当該事業区域のうち住宅の敷地部分の総面積）の5%以上を緑化することとしています。

なお、戸建住宅の建築を目的とする事業の緑化面積の算定に当たっては、区画（各戸建住宅の敷地面積）ごとに緑化面積を算定してください。

また、緑化は、地上部における緑化とします（商業地域、近隣商業地域における緑化及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化の場合は別途協議するものとします）。

2 植栽の基準（緑化面積から算定）

（植樹ブロック外寸法合）

区分	戸建住宅の建築を目的とする事業以外	戸建住宅の建築を目的とする事業
高木植栽	20平方メートル当たり 1本以上	1区画当たり 1本以上
低木植栽	1平方メートル当たり 1本以上	1平方メートル当たり 1本以上
生け垣	延長1メートル当たり 3本	

- 植栽は、高木植栽と低木植栽を合わせて行うものとし、算定した緑化面積から植栽本数を算出するものとします。
- 高木とは、将来を含め成木としての樹高が3.5m以上のもので、植栽時の樹高が1.0m以上のものとします。また、植栽時に樹高4m以上の高木を植える場合は、樹高の6割を直径とする円面積を加算できるものとします。
- 高木の樹種については、市の木（モミジ）、市の花（コブシ）を推奨するものとし、極端な巨木及び杉、松など病害虫に弱いもの並びに市内の梨園保護のため、ジャクシン類（カイヅカイブキ）は対象外とします。
- 低木とは、高木以外のものとし、地被類（芝等）及び生け垣の植栽は可能とします。
- 生け垣とは、高さ1m以上の樹木を四つ目垣又は同等のもの組み合わせで列植したものとし、垂直投影面積（真横から見た面積）を加算できるものとします。
- 算定した緑化面積の一部について地被類及び生け垣植栽を行った場合、これらの算定面積を除く残りの緑化面積に対して、1平方メートル当たり1本以上の低木植栽を行うものとします。
- 算定した緑化面積全体を生け垣にした場合は、高木の植栽は必要ありません。
- 道路に接する部分を緑化した場合、その境界から3メートルの範囲について1.2を乗じて得た面積を緑化面積とすることができます。
- 道路に面して垣又はさくを設置する場合は、生け垣とするか、透視可能なフェンスの内側に植栽を設ける構造とします。
- 駐車場については、原則として緑化を図るものとします。（裏面参照）
- その他、この基準によらない場合及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとします。

3 特殊緑化の植栽基準

- 商業地域又は近隣商業地域内で地上部への緑化が困難な場合、特殊緑化（屋上緑化及び壁面緑化）に代えることができます。
- 屋上緑化とは、建築物の屋上で人の出入り及び利用可能な部分に、低木、芝その他の地被植物、コケ類又は多肉性植物類を植栽することで、次の要件を満たした時は植栽する面積を緑化面積とすることができます。
 - 緑化部分とその他の部分が明確に区分できること。
 - 樹木等を育成するために必要な植栽基盤が設けてあること。
 - 給水設備等の樹木等育成に必要な設備が設置され、恒久的な維持管理ができること。
- 壁面緑化とは、建築物の壁面に延長1メートル当たり3本以上の多年性ツル植物を植栽するもので、植物を誘引する施設（ネット、メッシュフェンス等）がある場合は、当該誘引施設で被われている面積を緑化面積とすることができ、誘引施設がない場合は、緑化しようとする壁面の水平延長に垂直延長（限度1メートル）を乗じて得た面積を緑化面積とすることができます。

4 計画図の作成方法

緑化計画は、土地利用計画平面図に、植栽の位置（赤緑取り）、求積表、樹種、本数を明記してください。

5 緑化計画の遵守

新座市みどりのまちづくり条例第7条第2項の規定に基づき、新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例施行規則第10条第2項の規定による新座市開発行為等工事完了届、都市計画法第36条第1項の規定による工事完了届出書提出時まで、植栽を完了してください。

なお、止むを得ず植栽が完了できない場合は、別途協議してください。

埼玉県と協議

敷地面積3,000㎡以上の建築行為（新築、改築、増築等）を行う場合、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条に基づく緑化計画届出の対象となることがあるため、事前に県と協議してください。

協議先：埼玉県西部環境管理事務所
電話：049-244-1250

樹木伐採の届け出等

- 1 新座市みどりのまちづくり条例第9条第1項及び同施行規則第6条の規定に基づき、開発行為に伴う樹木伐採の面積が500平方メートル以上となる場合は、伐採前に樹木伐採届出書を提出してください。
- 2 新座市みどりのまちづくり条例第9条第3項の規定並びに同条例の趣旨に基づき、保存樹木等の保全及び一部保存など樹木の保全に努めてください。
- 3 伐採樹木の面積が500平方メートル未満であっても、森林法に基づく地域森林計画及び市町村森林整備計画の対象となっている民有林（市街化調整区域内に存する森林）の伐採を行おうとする場合は、開発行為の有無にかかわらず、森林法第10条の8第1項の規定による伐採の届出をしてください。（届出先：産業振興課）

H31.3.7 市長決裁

《 駐車場緑化例 》

